

税務課からのお知らせ



■未登記家屋の所有権移転及び家屋滅失届

未登記家屋の所有権移転や取り壊しなど異動があった場合、把握できず固定資産税が誤って課税されることになりかねません。

固定資産税は、1月1日現在の所有者に納税の義務が発生しますので、未登記家屋の所有権移転や取り壊しをされた場合は、速やかに名義変更届及び家屋滅失届を提出されますよう、お願いいたします。

■太陽光発電設備に係る税

○太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。

10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電) 課税の**対象外**です。(売電するための償却資産とはなりません。)

10kW以上の太陽光発電設備(全量・余剰売電) 課税の**対象**です。(個人・法人ともに事業用の償却資産となります。)

※課税の対象となる場合は、毎年1月中に償却資産の申告が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

○太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合、その収入は所得税の確定申告または、町県民税の申告が必要な場合があります。

[売電収入] - [必要経費] = [雑所得]

■提出及びお問い合わせ 税務課 ☎22-8841 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

放送大学 4月生募集のお知らせ

あなたも
放送大学で学んで
みませんか?

放送大学では、平成29年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビ、ラジオ、インターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

心理・教育・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間 [第1回] 平成28年12月1日～平成29年2月28日(必着)
[第2回] 平成29年 3月1日～3月20日(必着)

★資料を無料で差し上げておりますので、お気軽にお問い合わせください。



■お問い合わせ 放送大学和歌山学習センター ☎073-431-0360

香典返しとして、日高川町介護保険事業特別会計に、ご寄付頂きました。
大澤 康子様
(高津尾二〇番地二)
ありがとうございました。

善意

日高川町学校給食 臨時調理員を募集します。



- 募集人員 1名
- 勤務場所 日高川町内の小学校・中学校
- 採用予定時期 平成29年4月1日から
- 応募資格 ①平成29年1月1日現在、町内に住所を有する方。
②調理師資格を取得されている方で、民間等の施設で調理経験のある方。健康で体力に自信があり、調理業務に熱意を有する方。
- 募集期間 平成29年1月16日(月)～1月27日(金)
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時)

■お問い合わせ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

セイヨウミツバチまたはニホンミツバチを飼育されている方へ

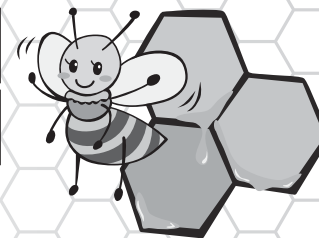
蜜蜂の飼育には養蜂振興法第3条に基づき、原則、毎年県知事へ「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。以下のとおり必ずご提出ください。

届出期間 平成29年1月1日～1月31日(土日、祝祭日、閉庁日を除く)

提出先 日高振興局農業水産振興課または日高川町農業振興課

なお、届出を怠った場合には、10万円以下の過料を支払わなければならない場合があります。ご不明な点については下記までお問い合わせください。

■お問合せ 日高振興局農業水産振興課 ☎24-2946



事業主のみならず 労働保険に入っていますか?

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている場合、事業主は労働保険に加入する義務があり、その手続きが必要です。

詳しくは、下記までご相談ください。



■お問合せ 和歌山労働局労働保険徴収室 ☎073-488-1102 / 御坊労働基準監督署 22-3571
ハローワーク御坊(公共職業安定所) ☎22-3527

必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も

和歌山県最低賃金

753円時間額

効力発生日 平成28年10月1日

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。なお、最低賃金法違反については、罰則が設けられています。

注1)最低賃金は常用労働者のみではなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。注2)最低賃金額には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・ボーナスなどは含まれません。注3)派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。注4)「鉄鋼業」・「百貨店、総合スーパー」については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

■お問合せ 和歌山労働局賃金室 ☎073-488-1152 / 御坊労働基準監督署 ☎22-3571

年末年始の清掃センターへのごみの直接持込について

清掃センターの受付時間は次のとおりとなっています。受付時間内に荷物の搬入・料金精算を済ましてください。

年末 ▶ 12月29日(木) [8:30～16:00]
12月30日(金) [8:30～11:00] **年始** ▶ 1月4日(水) [通常受付]

※清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合は、役場本庁・支所に「ごみの持込許可書」を取りにきてください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701